

## 「料金設定の在り方に関する研究会」事業者ヒアリング意見

質問 1：どの事業者が利用者料金を設定すべきであると考えるか

(意見)

原則として、発側(顧客を獲得した側)が利用者料金を設定すべきである。

(理由)

そもそも料金収入を得る利用者と契約を締結するのは、発側事業者であり、加えて利用者へのサービス提供の責任を直接的に負っているのも発側事業者である。

利用者には、自ら利用したサービスの料金について知る権利があるとともに、事業者には、それを知らせる義務があることは、利用者保護ならびに利用者利益の向上の点からも重要である。

しかしながら、現在は、その料金徴収過程で、特に、固定電話発携帯電話着の料金について料金設定権を持たない NTT 東日本・NTT 西日本があたかも自社サービスのごとく請求明細に記載したまま携帯電話各社に代わり回収代行をしている。

これは利用者にとって非常に分かりづらいものとなっていることから、こうしたサービスの提供主体と料金徴収者が異なるという利用者側から見た場合の擦れ現象も料金設定権の整理に合わせて、設定者が直接徴収するように改めるなど、利用者にとって理解しやすいサービス料金の提示・徴収を行うべきである。

中継系事業者など固定通信側事業者も含む発側事業者に対して料金設定権を持たせることは、これまで以上に利用者に対する多様な付加サービスと料金設定が可能となることが大いに期待される。

従来の固定電話発携帯電話着の料金設定の在り方は、音声通話サービスのみが提供されていた時代の業界慣行が定着したものであって、現在のように固定、移動の領域を超えた多彩なサービスが当たり前提供される時代においては、これを既成事実や業界慣行として温存することなく、新たな枠組みを

として再構築することが必要を考えます。

そもそも固定電話発携帯電話着の料金設定に限らず、エンド・ツウ・エンドでユーザーにサービスを提供し、その利用に係る料金を設定するには、事業者間で各々の網を相互に接続する必要があることから、その際の料金精算方式も接続料（アクセス）を通じて行うことが事業者間精算においても馴染みやすいと考えます。

#### 質問 7：中継接続を導入する際の事業者識別方法について

（意見）

サービス提供事業者に一定の多様性を持たせることは、サービスそのものの多様性とその質の向上に寄与することが、これまでの通信政策においても実証済みであることから、歓迎すべきものと考えます。

しかしながら、利用者が中継接続事業者を選択する方法については、仮にマイラインと同様な仕組みを採用する場合であっても、利用者に過大な費用が転嫁されることのないよう手段の検討が必要と考えます。

#### 質問 9：IP 電話発携帯電話着の利用者料金の設定権の在り方について

（意見）

IP ネットワークを利用した電気通信サービスでは、定額制料金が広く一般に浸透しつつあることから、端末や網を含めエンド・ツウ・エンドでオール IP 化した際に提供される IP ネットワークベースのサービスについては、発側、着側だけでなく中継などそれぞれの事業者が料金設定を行う「ぶつ切り定額料金の設定」についても、料金設定権の在り方の一つとして排除されるべきではないと考えます。

（理由）

現在、先行事業者が提供している IP 電話サービスでは、固定発固定着の場合では定額制料金が浸透しつつある。さらに固定電話網や携帯電話網のオール IP 化への移行も遠くない将来に予想されることから、発側、着側だけでなく中継などそれぞれの事業者が料金設定を行えることも、低廉な定額料金の普及と多様な料金設定を確保する見地から料金設定権の在り方として検討されるべきものと考えます。

また、定額制料金が広く浸透しつつある IP 電話の場合であっても、エンド・ツウ・エンドでユーザーにサービスを提供し、その利用料金の設定を想定するとき、先の固定電話発携帯電話着の場合と同様に事業者間で各々の IP 網を相互に接続する必要があることから、その際の料金精算方式にも従来の従量制に加え、定額制または定率割引制による接続料（アクセスチャージ）の実現を通じて事業者間精算を行うことで、定額制料金の枠組みを変えずにユーザーの利便性の維持が図れるものと考えます。

以上